

事件番号	28 総第 95 号
審査請求 年月日	平成 28 年 7 月 1 日
処分の根 拠法令	地方税法・須坂市市税条例
裁決日	平成 29 年 3 月 2 日
申立内容	固定資産税課税処分のうち、家屋の課税認定について、非課税に該当するものであるとして処分の取消しを求めるもの
裁決概要	(主文) 本件審査請求に係る処分を一部取り消す。 (理由) 審査請求人が主張する個々の理由の当否に限らず、原処分のうち課税部分と認定されている本件家屋の一部については、「課税部分」とする部分ではなく、「課税・非課税を按分する部分」とすべきである。
裁決	一部取り消し